

福生市職員措置請求書（住民監査請求）に 伴う監査結果

令和8年1月29日

福生市監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出

令和7年12月1日

3 請求の内容

請求人から提出のあった福生市職員措置請求書及び事実を証する書面から、請求の内容を次の様に解した。

(1) 主張事実

福生市教育委員会（教育長管轄下のスポーツ推進課および生涯学習推進課）（以下「教育委員会」という。）が、長年にわたり特定の団体「A」（以下「団体A」という。）による虚偽申請を認識しながら、正規の施設利用料金を徴収してこなかったことは、地方自治法第242条第1項に規定する「公金の賦課・徴収を怠る事実」および「財産の管理を怠る事実」に該当する行為である。

ア 団体の組織的かつ悪質な詐欺行為による「公金徴収漏れ」の実態について

(ア) 小人料金の不正利用 (名義偽装)	実態は「大人中心」の営利活動であるにも関わらず、小学生団体の名義を騙って申請し、最も安価な「小人料金（市内料金の半額）」を不正に適用させていた。
(イ) 市内料金の不正利用 (在住偽装)	市の例規集では「市外在住者」や「入場料の類を徴収する者」は正規料金（3倍額）が適用される。同団体の中心人物は10年以上市外在住である。市は「市内在勤」の可能性を示唆するが、団体代表が当該人物は報酬もなく、給料もない。非営利でボランティアで。」と明言している。無給のボランティアは地方自治法上の「在勤者」には該当せず、団体Aは減免資格を有していない。スポーツ推進課より学校体育施設使用登録申請書には「在住」で登録されていることを確認。
(ウ) 申請人数の意図的な使い分け（隠蔽工作）	学校施設（全員市内在住が原則）には「20名」、体育施設には「50名～80名」と申請人数を操作し、市の複数の部署を欺いていた。
(エ) 申請書なしの「闇利用」の疑い	請求人が活動を確認している「令和6年5月25日」および「8月10日」の施設利用分について、市が開示した資料の中に申請書が存在しない。これは、申請すら行わずに施設を不法に占有・使用（使用料の全額未払い）していたか、あるいは市が意図的に隠蔽したかのいずれかである。

(才) 虚偽の会計報告による施設無料化（社会教育団体）	教育委員会管轄の「社会教育関係団体」登録において、本来報告義務のある収入や「事務局長（役員）企業への支出」を隠蔽し、「収支ゼロ」とする虚偽の会計報告書を提出した。これにより、「営利活動を行わない」という登録要件を偽装し、市民会館等の使用料全額免除を不正に受け続けていた。
-----------------------------	---

【損害額（確定損害と推定損害）】

別紙「損害額計算書」に示す通り、本件の損害額について、確定損害は457,500円、推定損害は約200万円、これらに加え、市民会館の不正無料利用分や、本来3倍額を支払うべき高額な「夜間照明料」の差額を含めれば、実際の総損害額は400万円以上に達する可能性が極めて濃厚である。

イ 市の組織的な怠慢（財産の管理を怠る事実）について

教育委員会は、この長年にわたる不正を容易に認識できたにも関わらず、その監督責任を完全に放棄してきた。その証拠は、職員自身の発言によって裏付けられている。

請求人が市外利用を指摘した際、「市外の人間が入る際は、学校でない別の会場を使用している」と団体Aの虚偽の弁明をそのまま市の回答として述べたが、別の会場でも不正が行われていた。

【他自治体との比較による異常性】

日野市が「ユニフォーム販売」を営利とみなし、立川市や羽村市が「名簿提出」や「本人確認」を義務付けている中、福生市のみがこれらを放棄している現状は、行政としての裁量権を逸脱した違法な怠慢である。

ウ 教育委員会内部からの警告の黙殺について

福生第B小学校の校長は、我々に対し教育委員会の不正黙認を明確に認め、教育委員会に抗議を言ったと証言している。

また、請求人が団体Aを「嘘をつく、詭弁を弄する団体だ」と指摘した際にも、校長は明確に同意・是認している。

教育委員会は、市民からの度重なる告発だけでなく、教育現場のトップ（校長・副校長）からの内部的な警告さえも握り潰し、不正を放置し続けてきたのである。

（2）措置要求

主張事実のとおり、教育委員会の行為が、地方自治法第242条第1項に該当するため、次に掲げる措置を求める。

ア 本件に関する包括的な監査を速やかに実施すること。

イ 福生市に対し、団体Aが不正に免れた全ての施設使用料の全額について、団体Aの代表者、およびこの責任者である福生市職員に対し、損害賠償（返還請求）を行うよう勧告すること。

ウ 今後、同様の不正を防止するため、実効性のある再発防止策を講じるよう勧告すること。

4 請求の要件審査

監査委員は、令和7年12月8日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法第242条の所定の要件を備えているものと認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

主張事実について、公金の賦課・徴収を怠る事実があるか、及び違法・不当に財産の管理を怠っている事実があるかについてを監査対象とした。

2 監査対象部課

教育部生涯学習推進課及びスポーツ推進課を監査対象とした。

3 請求人からの証拠の提出及び陳述等

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和8年1月14日に請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、追加の証拠を提出し、監査委員は、陳述の聴取を行った。

なお、陳述の要旨は、住民監査請求の補足として、在勤・在住・営利性の定義や確認を行わないまま料金区分を適用していること、客観資料により確認できる使用料債権について、再計算・徴収の要否を検討しないこと、現場の警告や資料上の矛盾を無視し、代表者の伝聞のみで「適正」と判断していることなどを主張し、必要と認められる是正措置についての勧告を求めた。

4 関係職員の陳述の聴取

監査委員は、教育委員会から弁明書の提出を受けるとともに、令和8年1月14日に関係職員からの陳述の聴取を行った。

教育部長、スポーツ推進課長が出席し、スポーツ推進課長が陳述を行った。

第3 監査の結果

1 監査対象部課の説明等

監査対象部課における説明要旨はおおむね次のとおりである。

団体Aは、令和7年12月現在、福生市体育施設条例（以下「体育施設条例」という。）第5条及び第8条第1項の規定に沿って市内体育施設を使用している。そのため、同条第6条及び第11条の各号における内容のいずれにも、抵触しているという事実が認められないことから、団体Aについては、使用者として適正であると判断して、教育委員会において使用を認めている団体である。

また福生市体育施設条例施行規則（以下「体育施設条例規則」という。）第2条第1項の規定に基づき、教育委員会は団体Aに対して体育施設の使用を認め、団体Aは教育委員会の許可の内容に沿って使用していることから、請求人の主張（虚偽申請）は事実に当たらないと認識している。

上記により教育委員会は、体育施設に関しては使用料の適正な徴収及び市有財

産の適正な管理を行ってきたと認識していることや、学校施設に関しては「福生市立学校体育施設の開放に関する規則」(以下「学校体育施設開放規則」という。)の内容に沿って適正な利用が行われていると判断しているため、請求人の主張する教育委員会の地方自治法第 242 条第 1 項の違法かつ不当な行政の怠慢には当たらないと認識している。

請求人が主張する事実について

ア 小人料金の不正利用については、事実と異なるため否認する。

団体 A が本件使用の申請内容どおりに利用していることを確認しており、小人料金の不正利用に伴う名義偽装には当たらないと判断する。仮に申請書どおりの使用がなされていない場合は、教育委員会が直ちに是正させている。それでも改善が見られない場合は、教育委員会において使用許可の取消の措置を講じている。このことは団体 A に限ったことではなく、全ての利用団体に共通する教育委員会の対応である。

なお、団体 A には児童を指導する多くの社会人のコーチ及びサポートメンバーが活動しており、大人も体育施設において子どもたちと一緒に活動しているが、これは児童（小人）を指導する立場での活動と認識している。つまり、人が中心となる社会体育活動とは言えないことから、団体 A の申請は不正利用には当たらないと判断している。

イ 市内料金の不正利用については、認識が異なるため否認する。

請求人が言うところの「市の例規集では、「入場料の類を徴収する者」は正規料金（3 倍額）が適用される」についてであるが、一般的に、主催団体が参加者から参加費として金銭を徴収することは、当該団体の会費の範囲として認識している。そのため、今回のケースについては、団体 A は「入場料の類を徴収する者」には該当せず、不正利用には当たらない。

また、団体 A の中心人物は、在勤者の要件を満たし、体育施設条例第 5 条及び第 8 条第 1 項の規定及び学校体育施設開放規則第 5 条に沿って使用している旨、教育委員会が確認している。これらのことから、市内料金の不正利用には当たらない。

ウ 申請人数の意図的な使い分けについては、認識が異なるため否認する。

学校施設は、学校体育施設開放規則第 5 条「福生市内に在住・在勤又は在学する 10 人以上の者で構成されていること。教育委員会にあらかじめ登録されていること。使用責任者として、成年者が含まれていること。」を満たした団体が利用できる。団体 A は、この条件を満たしている団体である。

また、体育施設は、体育施設条例及び体育施設条例規則に基づく「福生市体育施設使用申請書」を提出し、許可を得た者が利用できる。団体 A は、本件申請書を提出し、所定の使用料を納付し、使用許可を得た団体である。

このことから、団体 A の学校施設使用及び体育施設使用は、それぞれ所定の手続きがなされており、適正に使用していると判断している。

したがって、請求人が言うところの「申請人数の意図的な使い分け（隠蔽工作）」については、団体 A が申請人数を意図的に操作したという事実はなく、

市の複数の部署を欺いていたという指摘には当たらない。

エ 申請書なしの「閑利用」の疑いについて、請求人が言う「閑利用」の事実はない。

請求人が教育委員会に対して行った令和7年12月22日付け、情報開示請求に対して、令和6年5月25日及び8月10日の施設利用分2点については、本件申請書が存在するため、団体Aが不法に施設を占有・使用していた事実も、市が意図的に隠蔽した事実もない。

オ 虚偽の会計報告による施設無料化（社会教育団体）について、地方自治法第242条第2項の規定により、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過していることから、監査対象外と認識している。

請求人が監査対象として指摘する団体Aは、令和6年3月31日をもって福生市社会教育関係団体の登録が期間満了となっており、現在、福生市社会教育関係団体ではない。登録期間満了から監査請求提出時点までに、1年8か月が経過していることから、請求人が当該事案を認識し得た時期から、すでに1年以上が経過していることは明らかであり、地方自治法第242条第2項に定める監査請求期間を経過していることから、監査の請求事項の対象外と考える。

カ 損害額（確定損害と推定損害）について、認識が異なるため否認する。

令和6年度、教育委員会は、数回にわたり現地調査を行ったところ、全て適正に利用されていることを確認している。請求人の主張する徴収漏れの事実はない。また、請求人の言うところの「市民会館利用等における社会教育団体の状況」については、監査対象外であると認識している。

キ 教育委員会内部からの警告の黙殺について、学校体育施設開放規則に基づく学校体育施設の使用については、各小中学校と教育委員会は密接に連絡を取り合っている。利用団体による使用上の問題があった場合、学校等から教育委員会に連絡が入り、ただちに指摘事項について当該団体に確認している。問題行為が認定された場合には、教育委員会において当該団体を速やかに是正させており、不正を放置し続けているという請求人の指摘は当たらない。

2 事実関係の確認

請求人からの提出書類及び陳述、監査対象部課からの提出書類及び陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事項を確認した。

（1）関係例規等

ア 体育施設条例第5条では、体育施設を使用しようとする者は、別に定める手続により教育委員会の許可を受けなければならず、許可を受けた事項を変更するときもまた同様とすると定め、また、同第8条第1項では、体育施設の使用の許可を受けようとする者は、別に定める区分に従い使用料を納入しなければならない、と定めている。なお、同第6条及び第11条において、使用の制限や使用許可の取消し等について定めている。

イ 体育施設条例規則第2条第1項では、体育施設を使用しようとする者は、福生市体育施設使用申請書により、体育施設を使用しようとする日（以下「使用

日」という。)の1月前の日の属する月の初日から使用日の前日までに教育委員会に申請しなければならない、と定めている。

ウ 学校体育施設開放規則第5条において、学校体育施設を使用できるものについて開放の条件を定め、同第6条では福生市立学校体育施設使用団体登録について、同第7条では使用手続について、同第9条では使用許可の取消等についてを定めている。

(2) 施設利用等の実態と教育委員会の対応について

ア 小人料金の不正利用については、団体使用の際に、委託先の管理人において申請書通りの使用がされているかを確認し、仮に申請書通りの使用がされていない場合は管理人がその場で団体に注意をしている。後刻、当該対応について教育委員会に報告される体制をとっているとのことだが、本件請求に係る団体使用については前述のような、申請書通りに使用されていない場合についての経過はなく、不正利用の事実があったとまでは断定できない。

イ 市内料金の不正利用については、教育委員会による手続き上の瑕疵は無いものの、団体Aの中心人物とされる人物について、学校体育施設開放規則第5条に規定する在住、在勤又は在学の登録要件を満たしている明確な根拠は確認できなかった。

ウ 申請人数の使い分けについては、請求者の主張は学校施設に提出されている名簿や、体育施設使用申請書などから判断されたものであり、疑わしい部分はあるものの、複数の部署を意図的に欺いたという事実は断定できない。

エ 申請書なしの疑いについては、開示請求における申請書の写しの交付漏れであり、隠蔽の事実はない。

オ 虚偽の会計報告による施設無料化については、団体Aは令和6年3月31日をもって福生市社会教育関係団体の登録が期間満了となっていることを確認した。当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過しており、地方自治法第242条第2項に定める請求期間を経過していることから、監査の対象外とする。

カ 損害額(確定損害と推定損害)については、請求人が情報公開請求により入手した申請書その他推認によって計算されたものだが、全て営利活動かつ市外者利用とまでは断定できず、教育委員会の徴収漏れがあった事実はない。

キ 他自治体との比較による異常性については、ユニフォーム販売の例を挙げられているが、市の規定でそのこと自体を禁止行為とはしておらず、逸脱した行為とは言えない。また、名簿提出や本人確認については、他自治体の状況を確認した限りにおいて、当市の運用が著しく逸脱しているとは言えず、違法な怠慢ではないと考える。

ク 教育委員会内部からの警告の黙殺については、各小中学校と教育委員会で連携を図り、利用団体による使用上の問題行為が認定された場合には、教育委員会において当該団体に対し是正をさせていることを確認し、不正を放置し続けているという事実があるとまでは言えない。

3 判断

地方自治法第 242 条第 1 項に規定する、公金の賦課・徴収を怠る事実及び財産の管理を怠る事実に当たるかの判断

(1) 公金の賦課・徴収を怠る事実について

地方自治法第 225 条において、普通地方公共団体は、法第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができると定めている。法第 238 条の 4 第 7 項の規定とは、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができると定めたものであり、施設の使用許可そのものは、体育施設においては市民等の使用に供し、その体位の向上及び社会教育の振興を図る目的を達成するための一般行政目的としてのものであって、財政の維持及び充実を目的とする財務会計上の行為には当たらない。

(2) 地方自治法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は同項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるものであり、これらの事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。

本件請求は、公金の賦課・徴収を怠る行為及び財産の管理を怠る行為であるとして、損害賠償（施設使用料の返還請求）の勧告及び是正勧告等の措置を求めるものと解されるところ、本件請求が適法といえるためには、本件が、当該教育財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為又はその怠る事実に当たるものでなければならないと解するのが相当である（最高裁平成 2 年 4 月 12 日判決参照）。

学校施設の開放については、学校教育法第 137 条、社会教育法第 44 条、スポーツ基本法第 13 条等の規定により、教育委員会が学校教育に支障がない範囲で、地域住民のスポーツ・レクリエーション、文化活動のために施設を開放する制度として定められている。

教育委員会による学校施設の目的外利用の許否の処分は、教育財産である学校施設の使用につき、教育上及び公共上の政策的な見地から、学校施設の管理に係る教育行政上の処理を直接の目的として、その許否を決する処分であるというべきであって、学校施設の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為には当たらないと解するのが相当である（東京地裁平成 22 年 3 月 30 日判決参照）。

したがって、本件請求は、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為とするものとは認められず、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に適合しているとは認められない。

4 結論

請求人が主張する、団体Aが施設使用料を不正に免れたという事実があるとまでは言えず、また、教育委員会は体育施設条例その他関係規則等に沿った事務及び施設管理運営を行っており、公金の賦課・徴収を怠る事実及び違法・不当に財産の管理を怠っている事実があるとまでは言えず、請求人の主張には理由がないものとして棄却する。

なお、第3監査の結果、2事実関係の確認（2）オで述べたとおり、要件の不備が判明したため、当該部分に係る請求は却下する。

5 監査委員の意見

財務会計上の行為としての公金の賦課・徴収を怠る事実及び財産管理については前述したとおりであるが、今回の請求を受けて、本市の体育施設等の管理について、首肯を求める意見として述べる。

請求人の主張を確認するためには、団体による施設利用時に、個々の利用者について市内要件を満たしているか本人確認を実施する必要がある。しかし、厳格な本人確認は、多大な確認工数の増加、利用者の利便性の著しい低下を招き、現実的ではない。また、他自治体と比較して本市における現状の運用が怠慢であるとは言えない。

一方で、現行の運用では利用時に本人確認を行っていないことから、市内料金であっても、市外利用者が含まれている現状が、一定程度容認されている状況にある。

現行の規定では、市内料金を適用するにあたり、市側が利用者の市内要件を確認することを前提に制度が設計されていると考えるのが自然である。このため、その確認が十分に行われていない現状は、一般の市民感覚や公平性の観点から相容れない状況と言える。

現行の規定のまま運用を続けるのであれば、市内要件の充足に関する蓋然性を高めるための措置を一定程度導入する必要があるものと考える。ただし、監査委員として必ずしも厳格な運用を求めるものではなく、施設の数や稼働状況を踏まえ、利用者の利便性や稼働率の向上を重視するなど、実情に応じた柔軟な対応も許容されるべきである。

現行の規定と実態に乖離がある状況では、市民から疑義を抱かれた際に十分な説明ができないため、現状の運用に即した基準と適用要件、市内・市外、非営利・営利等の判断基準を明確に示し、説明責任を果たすことが求められる。また、従来からの利用団体（者）に混乱を招かないよう配慮することと、現場職員の負担が増大することのないよう留意することも必要であると考える。

市においては、安全かつ公正な環境のもと、誰もが気軽にスポーツに親しめる体制整備と同時に、市民に対する透明性と公平性を確保し、説明責任を果たすべく、疑義を生じさせない体制の構築に取り組むことを望む。

資料（福生市職員措置請求書）

福生市職員措置請求書

令和7年12月1日

福生市監査委員 殿

請求人 (略)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

1. 請求の要旨

福生市教育委員会（教育長管轄下のスポーツ推進課および生涯学習推進課）は、長年にわたり、特定の団体「一般社団法人 []」（代表者：[]）による悪質な虚偽申請（市内在住偽装、営利活動隠蔽、小人料金詐取、会計報告偽装など）を認識しながら、あるいは容易に認識できたにも関わらず、これを組織的に放置・黙認し、正規の施設利用料を徴収してこなかった。

この行為は、地方自治法第242条第1項に規定する「公金の賦課・徴収を怠る事実」（本来徴収すべき使用料を徴収していない）および「財産の管理を怠る事実」（不正な使用を放置している）に該当する、違法かつ不当な行政の怠慢（怠る事実）である。

よって、請求人は監査委員に対し、以下の措置を講じるよう請求する。

1. 本件に関する包括的な監査を速やかに実施すること。

2. 福生市に対し、平成31年（2019年）の[]体制発足以降、同団体が虚偽申請および無断使用によって不正に免れた全ての施設利用料（[]等の差額、学校体育館および市民会館等の正規料金相当額、未納付の利用料、照明料差額等）の全額について、当該団体の代表者・[]、およびこの怠慢の責任者である福生市職員（歴代の担当課長、および両課を統括する教育長を含む）に対し、損害賠償（返還請求）を行うよう勧告すること。

3. 今後、同様の不正を防止するため、他自治体（立川市、羽村市等）と同様の「団体名簿の提出義務化」や「本人確認の実施」など、実効性のある再発防止策を講じるよう勧告すること。

2. 請求の理由（監査委員が調査すべき事実）

(1) 団体の組織的かつ悪質な詐欺行為による「公金徴収漏れ」の実態

情報公開請求により入手した令和3年度から令和7年度までの体育施設使用申請書255枚および社会教育関係団体登録書類等の証拠により、同団体が組織的な詐欺行為を常習的に行い、市の財産に損害を与えていた事実が確定した。

・手口1：小人料金の不正利用（名義偽装）

実態は「大人中心」の営利活動「[]」であるにも関わらず、小学生団体「[]」の名義を騙って申請し、最も安価な「小人料金（市内料金の半額）」を不正に適用させていた。（証拠：令和6年12月28日[]の申請書とWeb告知の矛盾等）

・手口2：市内料金の不正利用（在住偽装）

市の例規集では「市外在住者」や「入場料（参加費500円）の類を徴収する者」は正規料金（3倍額）が適用される。同団体の中心人物・[]氏は10年以上市外（立川市）在住である。市は「市内在勤」の可能性を示唆するが、団体代表・[]氏自身が「[]は報酬もなく、給料もない。非営利でボランティアで。」と明言している（証拠音声あり）。無給のボランティアは地方自治法上の「在勤者」には該当せず、同団体は減免資格を有していない。スポーツ推進課[]氏より学校体育施設使用登録申請書には[]氏は「在住」で登録されていることを確認。

・手口3：申請人数の意図的な使い分け（隠蔽工作）

学校施設（全員市内在住が原則）には「20名」、体育施設には「50名～80名」と申請人数を操作し、市の複数の部署を欺いていた。

・手口4：申請書なしの「闇利用」の疑い（全額詐取）

請求人が活動を確認している「令和6年5月25日」および「8月10日」の[]利用分について、市が開示した資料の中に申請書が存在しない。これは、申請すら行わずに施設を不法に占有・使用（使用料の全額未払い）していたか、あるいは市が意図的に隠蔽したかのいずれかである。

・手口5：虚偽の会計報告による施設無料化（社会教育団体）

生涯学習推進課管轄の「社会教育関係団体」登録において、本来報告義務のある「[]収入」や「事務局長（役員）企業への支出」を隠蔽し、「収支ゼロ」とする虚偽の会計報告書を提出した。これにより、「営利活動を行わない」という登録要件を偽装し、市民会館等の使用料全額免除を不正に受け続けていた。

【損害額（確定損害と推定損害）】

別紙「損害額計算書」に示す通り、本件の損害額は以下の通り分類される。

1. 確定損害（金457,500円）

申請書に「[]」等と明記された48枚分（91.5時間）については、営利・市外利用が書面上でも明らかであり、これだけで金457,500円の徴収漏れが確定している。

2. 推定損害（約200万円）

残る「[]」および「[]」等の名義分についても、不正登録者（[]氏）が審判部長として常駐している実態に加え、[]が学校施設には「12名」、体育施設には「30～50名」と申請人数を使い分けている事実から、虚偽申請（在住要件の潜脱）であることは明白であり、約200万円の損害

が推定される。

これらに加え、市民会館（社会教育）の不正無料利用分や、本来3倍額を支払うべき高額な「夜間照明料」の差額を含めれば、実際の総損害額は400万円以上に達する可能性が極めて濃厚である。

（2）市の組織的な怠慢（財産の管理を怠る事実）

スポーツ推進課および生涯学習推進課は、この長年にわたる不正を容易に認識できたにも関わらず、その監督責任を完全に放棄してきた。その証拠は、職員自身の以下の発言（証拠音声あり）によって裏付けられている。

- ・ [] 氏の発言（性善説への逃避）

「団体を信じてお貸ししている」「本人確認作業はしない」

- ・ [] 氏の発言（思考停止と判断放棄）

（公的証拠を提示されても）「市内在住と申請してあるから市内在住と判断する」「非営利か営利かは我々は判断しない」

- ・ [] 氏の発言（虚偽説明の代弁）

請求人が市外利用を指摘した際、「市外の人間に入る際は、学校でない別の会場を使用している」と団体の虚偽の弁明をそのまま市の回答として述べた。

しかし前述の通り、その「別の会場（[]）」でも不正が行われていた。

【他自治体との比較による異常性】

日野市が「ユニフォーム販売」を営利とみなし、立川市や羽村市が「名簿提出」や「本人確認」を義務付けている中、福生市のみがこれらを放棄している現状は、行政としての裁量権を逸脱した違法な怠慢である。

（3）教育委員会内部からの警告の黙殺

この不正と怠慢の事実は、もはや請求人のみの指摘ではない。

福生第□小学校の□校長は、我々に対し、スポーツ推進課の不正黙認を「おかしい」「（市の対応は）嘘を信じている」と明確に認め、「（校長として市教委に）そこ調べないとダメなんじゃないの？」と（抗議を）言った」と証言している。

また、請求人が同団体を「嘘をつく、詭弁を弄する団体だ」と指摘した際にも、校長は「まあわかりますよ。それはわかってます。」と明確に同意・是認している（証拠音声あり）。

さらに同校副校長も、現行システムについて「（嘘をついたらつき放題という指摘に対し）まあ、今の状況はそういう状況ですね」と認め、「（嘘の申請書なら）意味がないですよね」と指摘している（証拠音声あり）。

市（教育委員会）は、市民からの度重なる告発だけでなく、教育現場のトップ（校長・副校長）からの内部的な警告さえも握り潰し、不正を放置し続けてきたのである。

3. 証拠資料

本請求の事実を裏付ける以下の資料を提出する。

資料番号	名称
①	体育施設使用申請書（全255枚）に関する不正利用損害額計算表および概要
②	福生市体育施設使用申請書〔代表的な写し〕（不正な「小人料金」「市内料金」適用を示す抜粋資料）
③	[] ([]) の不正利用を示す申請書
④	社会教育関係団体登録に係る会計報告書（写し）（虚偽記載の証拠）
⑤	学校開放申請書と名簿 R 5～R 7
⑥	[] 氏との会話記録（録音データ及び文字起こし）
⑦	前スポーツ推進課 [] 氏、 [] 氏、 [] 氏、 [] 氏との会話記録（録音データ及び文字起こし）
⑧	福生第 [] 小学校・副校长との会話記録（録音データ及び文字起こし）
⑨	福生第 [] 小学校・[] 校長との会話記録（録音データ及び文字起こし）
⑩	他自治体（羽村市、日野市、港区、立川市等）の施設利用基準比較資料
⑪	[] が運営する [] ([] 制) と [] について
⑫	[] の自動車登録事項証明書等、証拠写真
⑬	石田教育長への [] によるハラスメントと不正な活動への処分について
⑭	関連法人の登記事項証明書（写し）と使用料減免制度を熟知した営利活動について。
⑮	現行（2025年7月～）の新予約システムの登録申請書と [] についてのスポーツ推進課の回答（2025年7月24日付）。
⑯	音声記録を収録したCD-R

福生市体育施設使用に係る不正利用損害額 計算書

1. 損害額算定の根拠と分類 情報公開請求により入手した申請書（計255枚）を精査した結果、損害額は以下の「①記述により確定した分」と「②実態および証拠により推認される分」の二段階で構成される。

2. 【確定損害】 「[]」明記分（48枚）申請書の団体名または利用目的欄に「[]」等と明記されており、営利活動かつ市外者利用が書面上でも明らかであるもの。

- ・対象枚数：48枚
 - ・利用時間合計：91.5時間
 - ・本来徴収すべき正規料金（市外・営利）：7,500円/時間
 - ・実際に適用された不正料金（市内・非営利）：2,500円/時間
 - ・1時間あたりの損害額（差額）：5,000円
- 【計算式】 91.5時間 × 5,000円 = 金457,500円

3. 【推定損害】 「[]」および「[]」名義分（残り207枚）上記以外の申請書についても、以下の理由により同様の虚偽申請（在住偽装・人数偽装）である疑いが極めて濃厚である。

- ・理由A（[]）：不正登録者である[]氏（立川市在住）は、[]の監督であるだけでなく、同団体の「審判部長」を務めており、[]([])の練習時間帯においても常習的に施設を利用・指導している。
- ・理由B（[]）：[]「[]」は、学校体育施設登録申請書の名簿には「18名」で登録されているが、同団体のホームページ上では「30名」で登録されており（証拠URLあり）、市体育施設使用申請書では実態に近い「30名～50名」で申請されている。これは、学校施設の厳格な要件（全員市内）を潜り抜けるために、申請人数を意図的に過少申告（偽装）していた証拠である。

結論：したがって、「構成員全員が市内在住」という減免要件は満たされておらず、これらも本来は「市外料金（正規料金）」が適用されるべきである。

【計算式（概算）】 残りの申請分（約400時間相当）×5,000円 = 約2,000,000円

4. 総損害額の結論

上記1（確定分）および2（推定分）を合計し、さらに以下の「本計算に含まれていない悪質な未払い分」を加味する必要がある。

1. 夜間照明料の差額：市外・営利利用の場合に徴収すべき3倍料金との差額。
2. 小人料金の不正利用：大人中心の活動（[]）を「小人料金（半額）」で申請し、詐取した差額。

3. 申請書不存在による全額未払い疑義：請求人が活動を確認している「5月25日」「8月10日」等は、市からの開示資料に申請書自体が存在しない。これらは使用料を1円も払わず不正利用（全額詐取）していた可能性が極めて高い。

これらを総合すれば、本件における福生市の金銭的損害は、最低でも250万円、実質的には400万円規模に達することが確実である。よって、監査委員に対し、上記「48枚（45万7500円）」を突破口とし、小人料金詐取や無断使用の疑いも含めた全期間・全申請にわたる詳細な損害額の確定と返還勧告を求める。

（注）以上、原文のまま掲載。ただし、個人の氏名等の個人情報その他一部については省略した。